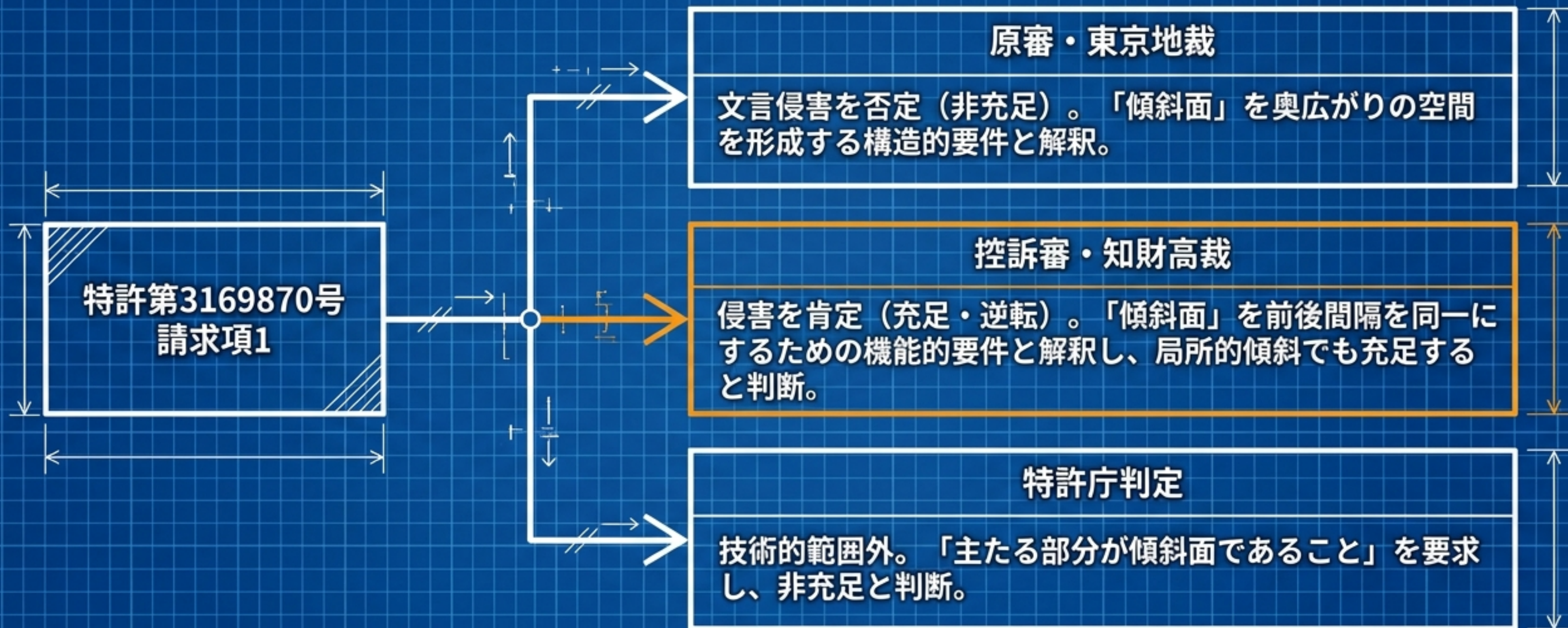


逆転の論理とクレーム解釈の境界線

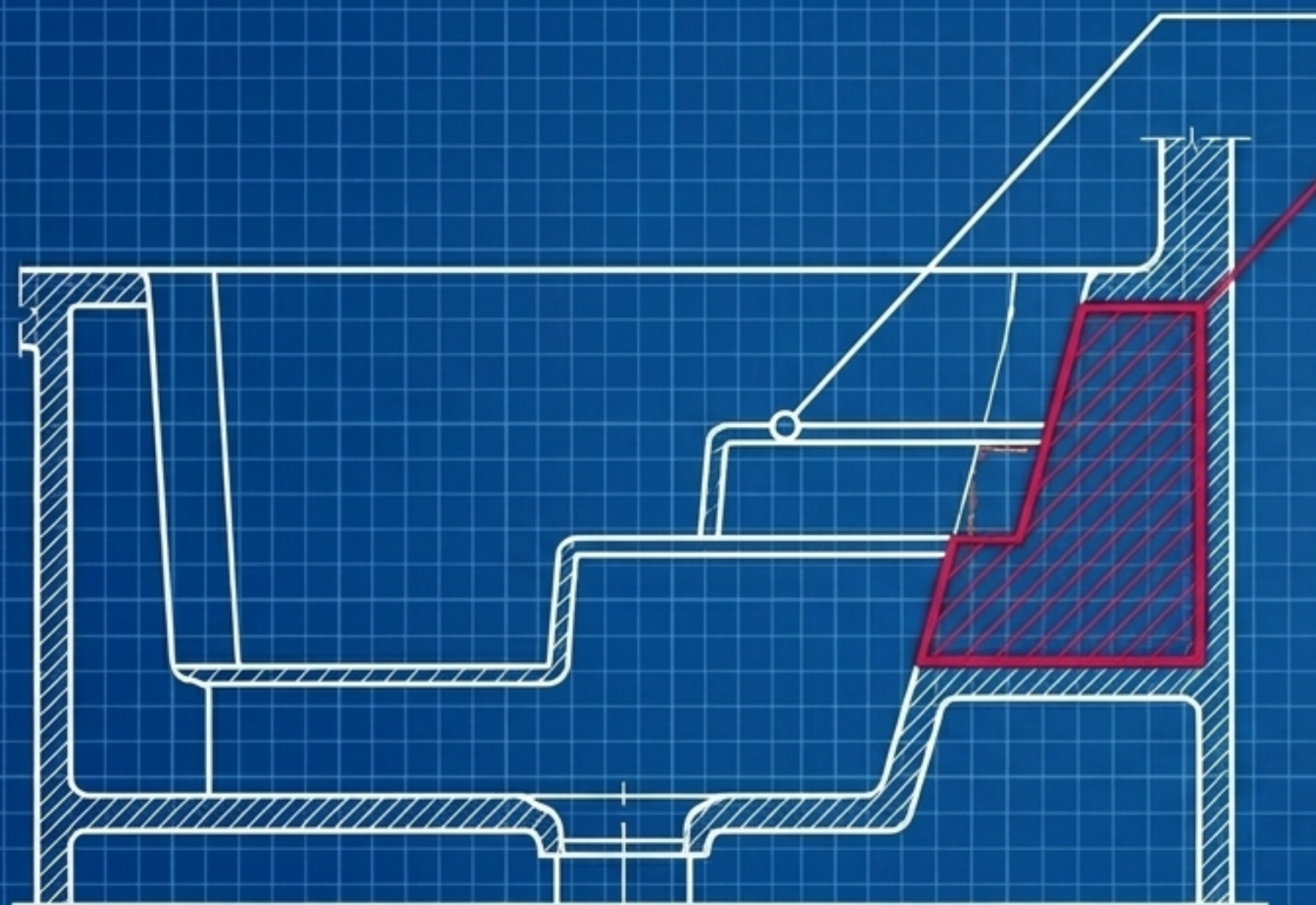
平成22年（ネ）第10031号「流し台のシンク事件」知財高裁判決の解剖と実務的示唆

単一のクレーム文言が辿った3つの異なる結末



侵害訴訟における解釈の振れ幅は、出願時に「技術的意義」を言語化しきれなかったことに起因する。

本件発明の構造的要件（請求項1・C1）



二段の載置部：上側段部(8f)と中側段部(8n)。
同一プレートを選択的に載置可能。

「後方側の壁面」に位置する「傾斜面」(8p, 8q)。

C1の核心

「後方側の壁面…が、下方に向かうにつれて、
奥方に向かって延びる傾斜面となっている」

明細書記載の目的([0003]~[0005])

上側段部と中側段部の前後間隔をほぼ同一
にするため。

本件実施形態

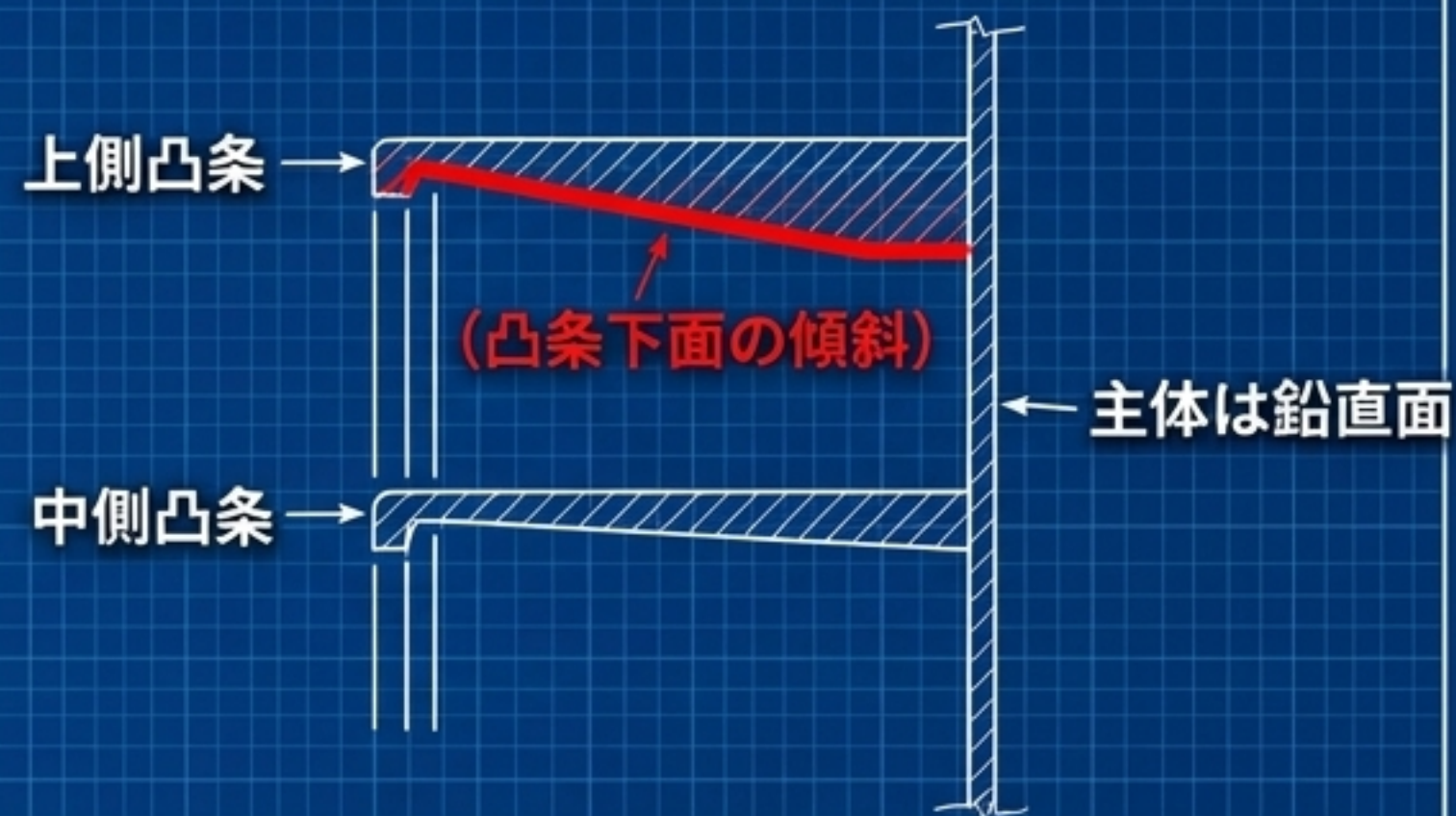
物理的構造の乖離：全体傾斜 vs. 局部傾斜

本件実施形態



本件実施形態。上部傾斜面(8p)が第2の段部(8b)を經由して明確な階層構造を形成。

被告製品



被告製品。壁面の主体は鉛直面であり、上側凸条の下面にのみ局部的な傾斜が存在。

上側凸条下面の「局部的傾斜」は、請求項が要求する「後方側の壁面の傾斜面」に該当するか？（被告反論：棚受け下面は壁面ではない）

解釈の分岐点：「傾斜面」をどう読むか

東京地裁（原審）	知財高裁（控訴審）	特許庁判定
アプローチ： 構造的・空間的解釈	アプローチ：課題・作用効果からの機能的解釈	アプローチ： 構成比率からの解釈
要件：シンク内奥側へ「一定面積を有する内部空間」を形成する程度の広がりが必要（図4・【0018】重視）。	要件：上側・中側の前後間隔をほぼ同一にする「機能」を果たせる傾斜であれば足りる（【0027】重視）。	要件：段部の間を全体として見た場合、その「主たる部分」が傾斜面であること。
結論：局部傾斜では要件を満たさず非充足。	結論：局部傾斜でも機能を満たし充足（逆転）。	結論：技術的範囲外。

知財高裁の逆転ロジック：機能による構造の再定義

Step 1: 目的の抽出（【0005】【0029】）
傾斜面の技術的意義は「上中段の前後間隔を容易にほぼ同一にすること」である。

Step 2: 形状の解放（【0027】）
「形状は任意である」との記載を根拠に、実施形態の構造限定から離脱し自由度を認める。

Step 3: 機能的充足の認定
被告製品の上側凸条下面の傾斜面であっても、前後間隔を同一にする機能は果たしている。

Step 4: 壁面の再定義
棚載置部（凸条）の下面部分も「後方側の壁面の一部」と評価し、被告の反論を排斥。

最大の脆弱性：出願経過と訴訟主張のパラドックス

出願経過（審査段階）

進歩性克服のロジック：
「後方側の壁面」の限定を
補正で追加。

主張した効果：
「水の飛散を防ぎ易い」



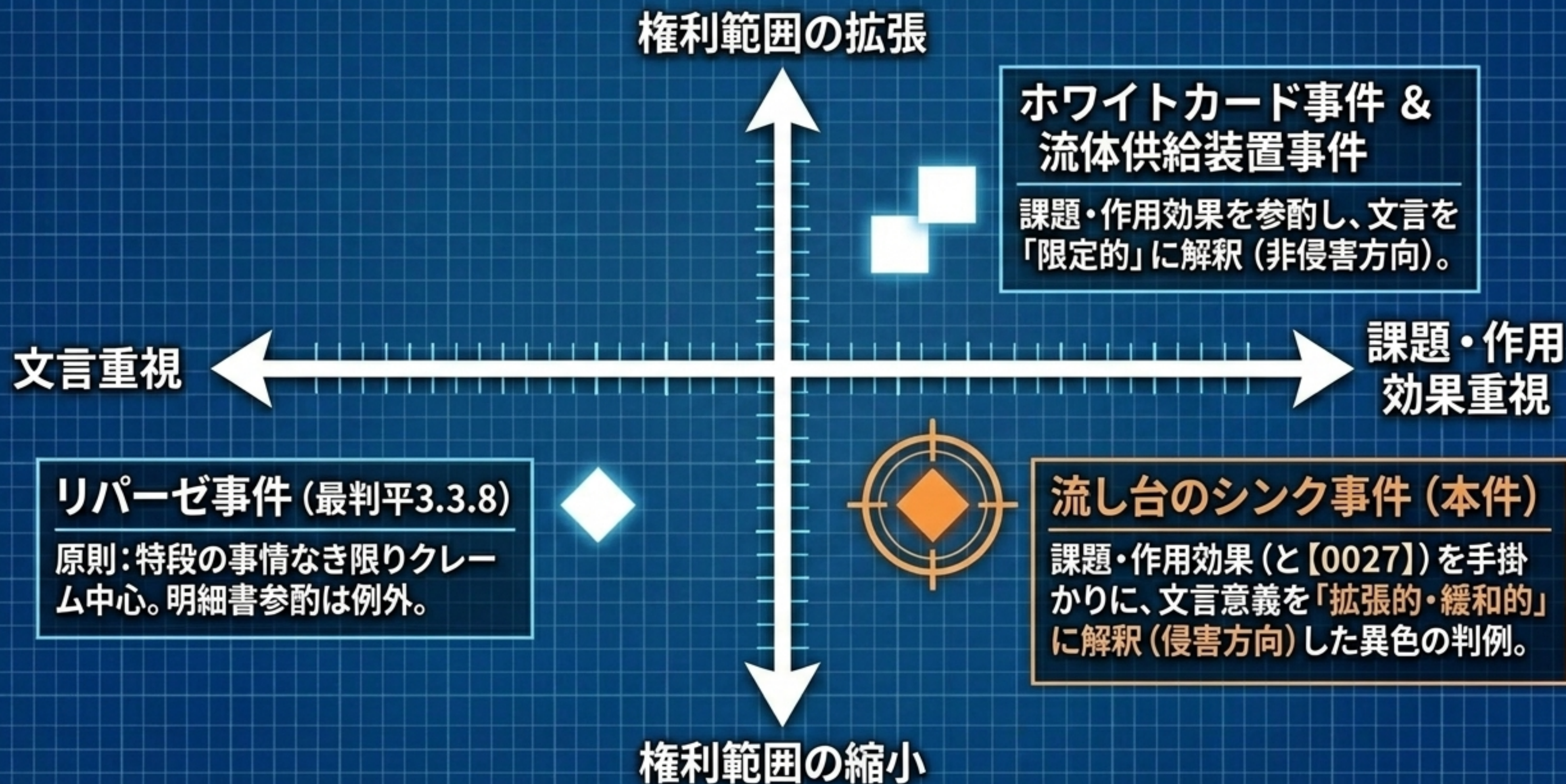
侵害訴訟（控訴審）

権利行使のロジック：
「後方側の壁面」を
機能的に拡張解釈。

主張した効果：
「前後間隔の同一化
（同一プレートの共用）」

包袋禁反言に直結せずとも、進歩性の支えとした効果（水飛散）と、充足論で重視した効果（間隔調整）のズレは、特許の進歩性における潜在的脆弱性を生む（JPAA論稿の批判）。

クレーム解釈法理における本件の特異な位置づけ



実務的示唆 I：明細書・クレーム作成戦略



クレーム起案の鉄則

複数の技術思想（「同一プレートの共用」と「水飛散防止」）を単一の幾何学用語に丸め込まない。補正要素が「機能」か「構造」か、技術的意義（見方）をクレーム上で明示的に書き分ける。



明細書作成の鉄則

「形状は任意」という包括的記載に頼らない。本件で広めの解釈を支えたのは【0027】の具体的変形例の存在。



Actionable Step

権利行使したい幾何学的バリエーション（部分傾斜型、全体傾斜型、第2段部省略型）ごとに、断面図・作用効果・寸法関係を具体的に描き込むこと。

実務的示唆 II：中間処理・訴訟戦略



中間処理（双方共通）

意見書における効果主張は、将来の侵害解釈の足枷となる。
「水飛散防止」を進歩性の主軸に置けば、訴訟での機能的拡張は困難になる。

特許権者側の訴訟戦略

第一審の段階から、構成要件の技術的意義と被告製品の作用機序を、断面図・寸法比較・載置実験等で「可視化」し、解釈の主導権を握る。

被疑侵害者側の訴訟防衛 - 三層ディフェンス

- ① 原審型の「文言・図面一体型」の厳格解釈主張。
- ② 補正経過と意見書効果主張の矛盾の追及。
- ③ 予備的無効主張（控訴審型の広い解釈を採るならば、進歩性が否定されるというジレンマの提示）。

**侵害段階における解釈の振れ幅は、
出願時における『技術的意義』の
言語化の甘さに比例する。**

「傾斜面」という単一の文言が、侵害・有効性・補正経過のすべてを巻き込む争点へと成長した本件は、クレームにおける機能と構造の境界線を明確に定義することの重要性を、現代実務に強く警告している。